

令和2年度第5回国立市人権・平和のまちづくり審議会

1. 日時 令和2年(2020年)12月22日(火) 午後4時～6時
2. 場所 くにたち市民総合体育館 第1・2会議室
3. 出席者 委員9名(欠席1名)
委員 炭谷委員(会長)、古川委員(副会長)、大島委員、押田委員、神田委員、藤沢委員、三井委員、呂委員、渡邊委員
事務局 5名(宮崎政策経営部長、吉田市長室長、高橋室長補佐、庄司主事、大塚主事)

【炭谷会長】事務局から、配布資料の確認をお願いします。

【事務局】次第、資料5-1『『国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例』基本方針(案)』、資料5-2「分野別人権課題の審議に係る事前質問」は皆様から頂いた質問を取りまとめた資料、資料5-3「インターネットの誹謗中傷対策」は神田委員からご提供いただいた資料、資料5-4「災害時要援護者に関する質問への回答」、資料5-5「感染症、疾病に関する差別について」です。ご発言の際はできるだけゆっくり、はっきりご発言されるようお願いします。

【炭谷会長】本日は、大きく2つあります。まず人権分野の課題について、基本方針の文案の検討。もう1つは分野別のインターネット、災害時要援護者、感染症、疾病に関する項目について議論をすることです。今日は順番を変えて、まず後者から議論を進めていきたいと思っています。

それでは、まず「インターネット上の誹謗中傷」について、神田委員からご説明をいただいて意見交換をしたいと思います。

それでは神田委員、よろしくお願いします。

【神田委員】インターネット上の誹謗中傷対策についてお話しします。何日か前に和歌山県で条例ができました。コロナにかかった、かかっているらしい、あの店はコロナの対策がよくできていないというようなことをインターネットに書いて誹謗中傷してはいけないという条例が和歌山県でできた。何でそういう条例ができるのか。群馬県の条例や川崎市の条例もなぜ作られているのかというと、大前提としてこの分野は法律がありません。誹謗中傷に対して国が何をするか、何をしてくれるのか、国民は何をすべきか、何をしなければいけないのかといったことに関する国の法律がないのです。

1つだけ、誰が書いたかを辿るということを規定している法律はあるけれども、トータルで、誹謗中傷に対して何をすべきかについての法律がない。ということで、それを前提に話をしていきます。

2枚目「誹謗中傷に対して何ができるか」については、一般に「削除請求」ができると考えられています。これは法律があるわけではなくて最高裁の判例があり、削除請求ができるとなっています。あとは法律で投稿者を特定することができるという条文があります。また刑事告訴、告発もできる。これは何かの犯罪に該当しなければいけないので、インターネットの書き込みによって何らかの犯罪が成立する場合は、例えば名誉毀損罪や侮辱罪などの犯罪によって刑事告訴したり、民事であれば告発したりといったことができると考えられています。

そのほか地方自治体であればもっとできることもあるでしょうけれども、個人として、被害者としてできるのはこういうことだとされています。最近出てきた話で「検索結果の削除請求」があります。これは、記事は消さない。誹謗中傷が書いてある記事自体を消すと炎上するとか、消された人が気づいてもっと書いてしまうとか、嫌がらせを受けるとか、そういういろいろなことが起こる可能性があ

るので、記事自体は消さないで検索結果だけ消す。つまり、グーグルやヤフーなどの検索サイトでいろいろなキーワードを入れて検索した際に、特定のページは検索結果が出ないようにする。そういったやり方が最近発見されて、利用されています。具体的には、暴力団などが書いているところに削除を請求すると、余計に増えてしまうこともあるので、検索結果だけ消すということがなされています。

次のページの3枚目「削除請求」については、サイトの管理者に対して行うのが普通です。イレギュラーなところでサーバー管理会社に削除請求したり、グーグルに検索結果の削除請求をしたりといったこともするのですが、基本的にはサイトの管理者に削除請求するのが普通です。サイトの管理者というのは、例えばTwitterであればカリフォルニアにあるTwitter Inc. という会社に削除請求をする。ところが、川崎市が削除請求をしたところ、Twitter Inc. が削除を拒んだ。削除してくれたサイト管理者もあるようですが、削除を拒んでいるサイト管理者もある。

そのほか、法務局は以前から2ちゃんねるや5ちゃんねるなどのサイトに悪口等の削除請求している。したがって地方自治体などが削除請求する場合には、法務局のように直接削除請求するのか、または法務局に対して削除請求を依頼するか、どちらかだろうと思います。

そのほかにもヤフーなどが作っている、民間事業者団体が削除請求をするしくみもあるようです。

4枚目、削除請求に使う人格権。何でもかんでも削除請求してだとか、嫌だから消してというような言い方は法律の場合はできない。最高裁判例で人格権を侵害していないと削除請求できないと言われています。どんな人格権を使うのか。誹謗中傷という言葉がよく言われますけれども、これは定義がない言葉です。イメージは分かるけれども、和歌山県条例を見ても、群馬県条例を見ても、誹謗中傷という言葉が定義されていない。何ををもって誹謗中傷というのかがよく分からない状態で条例が動いている。

具体的にはどういうものが誹謗中傷なのかというと、代表的なのが名誉権侵害、いわゆる名誉毀損で、うそを書いてその人の名誉を傷つけてはいけないというものです。これは、集団を表す言葉に対して名誉毀損をした場合に、被害者が「私が被害者です」と言いにくいという問題がある。例えばヘイトスピーチが代表的ですが、ヘイトスピーチをしたときに、個人の名前を挙げてヘイトスピーチをするわけではなくて、属性を叫んだりして出ていけと言ったりすると、なかなか個人の人格権としては主張しにくいという問題があると言われていました。プライバシーも同じです。その人の属性はプライバシーだという言い方はできるのですが、プライバシー侵害を主張するときも、団体の名前、属性の名前をなかなか言いにくいという問題があると言われていました。

次は名誉感情侵害（侮辱）です。侮辱されたと思えば侮辱が成立するので、これは少しやりやすいと思われています。インターネットに「チョン」という言葉を使って中傷されたという事案がありました。その言葉は歴史的には侮辱する言葉として使われてきたということで、侮辱として請求が認められたことがありました。

最後の「平穏生活権」というのは、朝鮮学校に街宣車が駆けつけて大声でどなったりしたときに、平穏に生活する権利が害されたと言って、請求が認められたものがありました。こういったものを利用して削除請求したり、開示請求したりということが考えられています。

5枚目、削除請求はどのようにしてやるのかということですが、一般的には送信防止措置依頼書と呼ばれるような書面やメールを出したり、あとはサイト管理者にオンラインで、削除してくださいと言ったりします。オンラインでやると、早いときはすぐに消してくれる。ちょっとかかっても

1、2週間で消してくれるという感じです。どうしても消してくれないときには、削除仮処分という裁判所の手続で削除請求する方法もありますけれども、裁判手続なので、自治体としてお手伝いするのは難しいと考えられています。川崎市の事例は、川崎市が主体となって削除仮処分ができないかという話もあったと聞いていますが、地方自治体にはなかなかできないのではないかと思います。

次は投稿者の特定です。投稿者を特定する制度はあるのですが、今、投稿者特定が遅いからもっと早く特定できないかということで国が新しい制度を作ろうとしています。プロレスラーが自殺して亡くなった事件を受けて、早くしなければいけないのではないかという議論をしているところです。現在は早くても半年から9カ月ぐらいはかかる。誹謗中傷で心が傷ついている人に半年待ってくださいというのは大変で、即効性もあまりないし、自治体の制度には組み込みにくいだろうと思います。

7枚目、刑事告訴・告発は警察にお願いする話なので、比較的条例に書けるのではないかという気もしますが、警察がやってくれないと何も進まないで、逆に難しいかなと思ったりもします。

次に、誹謗中傷をなくす方法です。誹謗中傷をやめようと、啓蒙や教育をやっているけれどもなかなか変わらない。やはり心の持ちようなので、子どもの頃からインターネットに誹謗中傷を書いては駄目だということを言っていく。長い目で見てやっていくしかないだろうという話をされています。今のところ、有効な方法は発見されていません。

ご質問の中に広告を止めたらいいいのではないかというご質問がありました。広告を止めたかどうかという話は学会などでもあるけれども、インターネットの広告は簡単な仕組みになっていなくて、広告プロバイダーがランダムに広告を配信している。そうすると問題のサイトに広告が出ているということを広告主が認識できない。全然知らなかったという場合もあるので、広告主に対して誹謗中傷サイトに広告を出すなどと言っても、総論としては「分かりました、出しません」と言えるけれども、配信しているのは広告プロバイダーなので、なかなかそれは難しい。広告に制約をかけるのであれば、広告プロバイダーに、あそこのサイトには出さないとやらないといけないのだらうと思います。

パトロールと削除請求は川崎市もやっていますし、自治体がやるのであれば現実的だと思います。

最後に、「自治体は何ができるか」ですが、まずは相談窓口が必要だと思います。インターネットで誹謗中傷された人がどこに相談していいのかわからない。今、自治体に相談窓口が1つ増えればそれは助かると思います。また、悪口を書かれている人は心が病んでしまっている方が非常に多いので、医療とも連携できるとなると私は常々思っています。法律だけではなかなか解決できないので、法律と医療と自治体とで連携したほうがよいと思います。あとは削除請求です。先ほどの川崎市や和歌山県条例の中には、努力義務や協力義務、削除義務など、いろいろなものが規定されています。

匿名の誰かが悪口を書いている場合、どうやって特定するのかという問題があるので、名前の公表はなかなか難しい。特定したという前提で名前を公表していくということは1つあり得ると思いますが、公表したことによって悪口が減っていくのかとも思います。

もう1つは、専門家の紹介というのが群馬県条例では書いてあります。これも1つ有効なのではないかと思います。

私からの報告は以上です。

【炭谷会長】 神田委員、ありがとうございます。それではただいまの神田委員の説明を踏まえて、質問、ご意見があればお願いします。

【三井委員】 私は施設に入所していたとき、5階建ての建物の掲示板に差別的な葉書を貼られたことがあります。また私宛の誹謗中傷が書かれた手紙は何通も届きました。このとき私はこういうことを

言うなら何で堂々と名前を名乗ってこないのか、卑怯者と怒っていました。

それが現在ではインターネットを使って人を苦しめている。私は発言するなら責任を持ってすべきだと思います。発言者の名前と住所を明らかにしないと画面に載せられないということはできないのでしょうか。また、差別発言とはっきり分かるものは載せないという対策はどうでしょうか。

【神田委員】韓国では実名でないと投稿を登録できない制度がかつてありましたが、日本では実名でないと登録できないという制度は、今のところ積極的には考えられていません。なぜかという、憲法の表現の自由で、匿名表現の自由が認められていると考えられています。憲法学者によると、名前を隠してもものを言う権利があり、そのために名前を出さないとインターネットで書けないとはならないと言われています。

後半の、一見して悪口だと分かるものは出せないことにできないかについても、表現の自由があるので、一旦は出て、これはまずいということでサイトの運営者が消すという流れに今のところなっている。ただ、フェイスブックやTwitterは、登録されて出そうとした瞬間にAIが検知して消してしまい出さないようにするという仕組みを導入しているようなので、やろうと思えばできると思います。ただ、いろいろなサイトが全てその機能を持っているかという、現状は持っていないということになっています。

【押田委員】2点伺います。1つは、今のお話だと削除請求しても非常に時間がかかるということで、日本の場合、削除そのものが実現していないというのが実態だと思います。例えばドイツでは法律でかなり明確に決められていて、直ちに削除されると聞いています。差別的な書き込みを削除することが、日本ではなかなか実現しないけれども、必ずできるはずだと思います。できない一番の理由は、日本に差別を禁止する法律がまだないことです。

差別的なヘイトスピーチを対象にするのではなくて、そのことの結果として犯罪に当たるものでないと裁判も含めて取り上げられないという、今の日本の差別に対する非常に貧弱な法体系が一番の大きな原因ではないか。そういう意味では、国立の人権・平和基本条例などが自治体で広がって、国の差別禁止法に結びつく形になることを国立からも発信していかなければいけないのではないかと思います。外国の例との比較で、今の日本の実情がどのくらい遅れているのかについて、神田委員から説明をお願いしたい。

それから2つ目、差別広告の関係で、例えば部落差別に関する誹謗中傷のヘイトスピーチに対して、モニタリングをやり、特に大会社などが無自覚に広告を載せていることに関して、直接会社にそのことをやめるように申し上げて、広告が大幅に減って、それで利益を得ていたヘイトスピーチそのものが極端に減ったという事例が幾つか実際にあると聞いています。そういう意味では差別的なヘイトスピーチが載っているサイトに広告を減らすのは決して無理な話ではない、かなり現実味があるのではないかと思いますので、その辺りについてもう少しお話を聞きたいと思います。

【神田委員】まず1点目の削除に時間がかかるというお話でしたが、削除にはそんなに時間がかからない。1週間の意見照会の期間を置いて、当人が削除してよいか悪いかの意見を1週間で言わない場合には、サイトは消すという運営をしている。送信防止措置依頼書という書面だと、前後に1週間ぐらいずつずれて、合計3、4週間ぐらい。メールやオンラインのフォームでの削除請求では、意見照会期間が1週間プラスアルファくらいで削除されているので、そこまで遅いわけではない。

リベンジポルノについてはリベンジポルノ法ができて意見照会期間は2日と短縮されていますので、こちらはもっと早いですね。2日、3日ぐらい。ただ、リベンジポルノは、恐らく見たらすぐにリベ

ンジボルノだと分かりますので、2日と言わずにすぐ削除している例が多いのではないかと思います。

差別禁止法は確かに今ないですが、そもそも日本には今のところ削除請求するための削除請求権が規定された法律がありませんので、そういう意味でもっといろいろな包括規定が必要。犯罪ではなくてもおっしゃっていましたが、名誉毀損罪である必要はなく、もっといろいろなものが削除の対象になっていますけれども、何かそういう削除請求ができる法律なり、条例なりが欲しいと思うところです。

これがどんどん各地方自治体で広がっていったって、法律につながっていくというのはまさにそうだなと思っています。法律がこんなに長いことできていないわけですけども、コロナを契機としたり、プロレスラーが自殺した事件を契機としたりして、各地方自治体で条例ができたらい。川崎市はもとからできていますが、自治体で条例がどんどんでき上がっていくのはいい話だと思っています。

差別広告について、先ほどの広告プロバイダーが配信している広告は、広告プロバイダーにこんなサイトに配信すると言って止めてもらうことが有効手段だと思います。最近ではアフィリエイトが広告を作ることが非常に多いので、そういったアフィリエイトについても、アフィリエイトサービスプロバイダーが取りまとめをしているので、変なサイトに広告を出さないように働きかけをしていくことは、押田委員がおっしゃったとおりです。

【押田委員】削除の関係で言うと、例えば部落差別の関係で、全国部落調査復刻版という形でインターネットを使って全国の部落地域を垂れ流す。部落探訪という形で動画まで使って、全国各地の被差別部落を垂れ流すというのが、いくら削除要求しても、現在もそれが続いています。削除要求しても相当無力な状態が続いているというところはもっときちっとした対応が取られるべきだと私は考えていますので、ぜひその辺りも含めて今後具体的な対応として検討していただきたいと思っています。

【藤沢委員】差別事件ということで、国立市内にもまかれた差別葉書のうちの20通ぐらいが私の知人や私と同じ都営住宅に住んでいた人のところにも来ました。誹謗中傷に入るかどうか別なのですが、まさに人格権の否定で刑事告発をしました。警察が来て、私のところに来たものも立件に入っていました。ガス室に入れてしまえみたいな脅迫的な文言もあるということで、脅迫罪で立件されて逮捕されて、6カ月間の実刑判決。まさに脅迫、誹謗中傷で立件されています。

もう1つ、全国部落調査復刻版の件では、私は原告にも入っておりまして、移転したときの私の住所や電話番号が訂正を含めて3回書かれています。人物録というところに詳細に書かれています。これは誹謗中傷という範囲でもなく、刑事的な立件はされないでしょうけれども、攻撃であり抑圧であることは間違いない。個別法令でいうと、これは誹謗中傷としてはできない。どう引用するかいろいろ困難や議論もあるけれども、やはり人格否定であり、社会的差別というのはそういうことです。人の存在を否定したり、抹殺だけではなくて、いろいろな意味で強く否定したり、人格を傷つける行為は、言論の自由と言っても認められない。法体系での整備をヨーロッパはやっている。アプローチは違うけれども、当然日本も必要。そんなことも視野に入れながら、国立市ではどういう方向で行くか、その辺の指針は何かをお伺いしたい。そう簡単にはカバーできないけれども、明らかに人格否定だという分野がありますから、そこをカバーする必要があると思います。

【炭谷会長】神田先生、お願いします。大変難しい問題です。

【神田委員】ガス室に入れろというのが脅迫罪になったというお話でしたけれども、近いものですよインターネットでよく「死ぬ」と書かれるケースがあります。「殺す」はちょっとニュアンスが違うの

ですが、「死ね」と書かれる人が非常に多い。自殺したプロレスラーの方もいつ死ぬのだとか言われたという事件でしたけれども、「死ね」と書かれた場合はやっぱり脅迫罪ではあると思うのです。これは民事事件としては全部侮辱で扱われています。民事事件では名誉感情侵害と言われるので、削除請求したり開示請求したりできるということになるのですね、恐らくですけども。

ガス室に入れろなどを誹謗中傷だと言うためにはどういう定義であればいいかというと、今委員がおっしゃったように、人の尊厳を害するような人格否定をしているのが誹謗中傷なのだと定義を持っていけばいいのだろうと思いました。本日の配布資料の中に民族のアイデンティティやルーツが大事と最初のページに書いてありますけれども、まさに民族だけではなくて、その人のアイデンティティを侵害するような、そういったものが誹謗中傷なのだと定義をすると、割とすっきり来るのではないかと思います。

【渡邊委員】今日のご報告の中で、和歌山県と群馬県と川崎市の条例をご紹介いただいて、パトロール、削除請求、それから専門家の紹介について規定されているというお話がありました。他の条例を参考にするのは非常に有効だと思いますので、それ以外にも例がないかについてご存知でしたらお教えてください。また条例で削除請求権を規定したらどうかというお話について、どういう規定なのかを、教えていただきたいと思います。

【神田委員】ほかの事例ですけども、そこに書いた和歌山と群馬と川崎以外では存在を知らないです。

削除請求権については、そういうものを条例に入れていいのかは、確かにいろいろ考えなければいけないと思う。そもそも法律がないので、法律のないところに削除請求権を作ってしまうと、法律の範囲内と言えるのかということが1つ問題になる。ただ、和歌山の条例を読むと、サイト管理者は削除に協力しなければならないと言って、削除義務のようなことを規定しているので、そこまで書くのであれば逆に、被害者から削除請求できるということを書いてもいいと思いますが、確かに法律のないところなので、表現ぶりは考えなければいけないと思います。

【炭谷会長】削除請求権で、書かれた人が当然開示されるわけですけども、それは自治体でしていくのですか。請求先の相手方はどこですかね。

【神田委員】和歌山の条例はサイト管理者が削除に協力しなければならないとなっていたと思います。

【炭谷会長】法律論で実効性をどういうふうにして保つのでしょうかね。

【神田委員】T w i t t e r が削除を拒んだと報道されているように、なかなか実効性は難しいだろうなと思います。サイト管理者の良心に委ねるしかないところはあると思います。

【炭谷会長】権利といっても、あまり相手の義務が伴わない権利という感じがしますね。インターネットの差別は大変重要なテーマで、審議会でも十分議論をしなければいけない問題だろうと思います。今日いろいろなことを教えていただきましたので、さらにこれを深めたいと思います。

【事務局】神田先生にご質問したいのですが、市では、ここ数年で何回か削除要請をしています。市民や個人の件ではなく、部落差別の関係で特定の地域がインターネット上に載っているということで、基本的に法務局に対して要請を出しています。今のお話の中で、T w i t t e r の話がありましたけれども、一般でよく使うL I N Eグループの中で、いろいろなやり取りの言葉が重なりながら、例えばその中の1つのコメントやメッセージに対して、先ほどの誹謗中傷に関わるものがあつた場合に、現実的にコメントのみを削除することができるのかを伺いたいと思います。

あと、先ほど検索結果の削除ができるということを初めて聞いたのですが、先ほど押田委員からあり

ましたように、インターネットに載っている場合に、大もとのサイトからミラーサイトがどんどんできていってしまっていて、大もとのサイトが削除されたとしてもミラーサイトがある以上は同じ情報がインターネットの世界には残ってしまうという課題がある。この中で検索結果を削除するというのは、大もとのサイトが削除されるのか、それとも付随してミラーサイトにも効果が出てくるのかを伺いたいと思いました。

最後に、個人の被害者の立場に立って今回お話を頂きましたが、被害者の方の救済とともに、その情報を見ている国立市民のリテラシーというか、その情報が果たして真実なのかどうかをしっかりと見きわめる目というものも何かアプローチができないかなと思いました。

【神田委員】LINEの個別のメッセージが消せるかについて、体験として話しているわけではないのでどこまで正確か分からないのですが、中に入っていって消せないというようなことは、ほかの弁護士から聞いたことがあります。

2個目のミラーサイトですけれども、検索結果はまさにそのサイトのURLしか消さないもので、ミラーがもし10個あるのだったら10個とも消さないといけない。ただ、最初に指定することはできるので、これとこれとこれとこれは困るので検索結果から消してくださいという言い方をして、その10個とも消してもらえば、ミラーも含めて見えなくなるという結果にはなと思います。

【炭谷会長】それでは進行の関係上、次の議題に移りたいと思います。災害時の要援護者の関係です。市の防災安全課の職員にヒアリングした内容の説明を事務局からお願いします。

【事務局】資料5-4をご覧ください。こちらは事前に押田委員と神田委員からご質問を頂いている件でヒアリングしました。まず1つ目、しょうがい者が安心して避難したり、生活できるよう当事者の声を十分聞き取った上で対策を取っていただきたいということで、具体的にはどのような情報発信や取組をしているのかを聞きました。回答としては、地域にお住まいの方々やそこに暮らす様々な事業者等々、市が主体となって小中学校ごとに避難所運営委員会を立ち上げていて、そこではしょうがいのある方とご家族の方も委員となって会議や訓練に参加している。各避難所での訓練に当たっては、しょうがいのある方もない方も等しく参加して、避難所の設備や備蓄品の点検、それから避難居室を一緒に作る訓練などを行い、その訓練を行った結果についても意見交換を行って、互いに情報共有をしているということでした。

また、ある一定の地域においては宿泊訓練を実施しており、寝食をともにする中で必要な配慮等について互いに話し合っている情報共有をする。また、しょうがいのある方にも避難所の運営に協力してもらっているということでした。国立第六小学校については、しょうがい当事者団体の方にもご協力いただいて、毎年車椅子の訓練を行っており、その訓練を通じて小さなお子様や大人の方がしょうがいのある方への接し方を学ぶ機会にしているということでした。

2点目、日本語が不得手な外国人への対応に十分配慮してほしい、外国語での日常的な広報、公共施設等での掲示を充実すべきということですが、これは平成30年度に全戸配布した防災情報ブックで、全てではないのですが凡例などの一部を多言語表記としています。また、公民館や外国人を支援する団体と一緒に出前講座などを実施して、防災マップの見方、避難所にある備蓄品とその使い方などを学習する機会としています。

それから避難所運営マニュアルで外国人への対応については、災害ボランティアセンターに語学ボランティアを要請するという記載に今のところとどまっているのですけれども、外国人向けの講座に参加いただいた方にボランティアに登録していただけるように呼びかけを行っているということでした。

た。ただ、実際に災害が発生した場合には、通訳ができる方を可能な範囲でお声がけしたり、携帯のアプリを使うなど、その場で臨機応変に対応していく必要があるだろうということでした。

3点目、高齢者、特に独居や高齢世帯の対応を日頃から準備していく必要があるが、どういう対応を考えられていますかということです。この点につきましては、高齢者に限られるものではないけれども、発災直後には災害応急復旧業務ということで、各部が業務に応じて班を作って対応に当たりますけれども、この場合は健康福祉部が主体となって、地域、福祉サービスの事業者などと協力して、要配慮者の安否確認を行っていくという回答でした。

4点目、避難所でのプライバシーが守られる工夫、女性、妊婦、幼児への配慮なども大切だと考えるがどう対応していますかということと、平常時における人権保護、プライバシーの問題もあると思いますが、災害時に同じレベルでの保護を目標とするのか、それともある程度制約制限下での保護レベルにならざるを得ないのかというところのご質問です。こちらについては、避難所運営マニュアルでは実際に要配慮者の専用居室を計画段階では定めています。また、更衣室や授乳室のスペース等の記載もしているのですが、実際避難所を開設する中で、当日の天候や避難してきた方の人数、また集まってきたスタッフの数によっては、あらかじめ計画したとおり区画をした上で避難者を受け入れることができない場合も多分にあるという中では、実際に受け入れていく中で避難者同士で声をかけ合ったりしながら対応していかざるを得ないだろうということでした。

やはり人命が最優先であり、プライバシーについてはある程度の制約はあるだろうという回答でした。

【炭谷会長】それではご質問等がありましたらお願いします。

【三井委員】災害時であっても人権を守るための取組を、防災安全課だけではなくて市役所全庁で考えていますか。

【事務局】防災安全課だけではなくて、災害の対策は市役所全体で考えていくということはそのとおりで、防災安全課が中心になって行っていますが、市役所全体で対策については検討しているところです。

【押田委員】去年の台風のときに台東区でホームレスの方が排除された。避難所に行ったのに入れてもらえないという事態が起きて、これに対して今年になって台東区は区役所に避難できるように対応するというのを報道として聞いています。国立にもホームレスの方は何人もいらっしゃいます。そういう方が実際の災害時に避難をすることに対して、具体的に何か対応が取られているのかどうか、お聞きしたいと思います。

【事務局】その件に関して防災安全課に聞いたことがあります。実際台風のときにホームレスの方が避難されてきたという事例はなかったのですけれども、具体的にそういうことが起こった場合には、もちろん避難所運営マニュアルにのっとり避難をしていただくように声かけをしながら、皆で協力をして受け入れていくと考えているということでした。

加えて昨年10月の台風19号のときは、事前に台風の予測がありましたので、市の福祉部門ではホームレスの方、路上生活の方がいらっしゃる場所を見て、早めにお声かけするというものもしていたと聞いています。国立では昨年の10月と2011年の3月11日のときに、それぞれ避難所の数は違いますが開設しました。国立では中長期的に1週間や1カ月という実績がなく、現状は短期的な避難所運営に関して防災安全課を中心に全庁的に取り組んでいます。

【炭谷会長】東日本大震災のときは、例えばしょうがい者の死亡率が一般の住民に比べて2倍あった。

実際災害が起こっている最中に災害弱者に支援できるかどうか。しょうがい者や高齢者が取り残されてしまったというのが現実です。ですから、起こった場合の対応が非常に重要だと感じました。

ほかになれば、ここで10分間ばかり休憩します。

(休憩)

【炭谷会長】それでは再開します。次は感染症、疾病に関する差別の問題です。医療福祉の部署や医療関係者にヒアリングした内容の説明を事務局からお願いします。

【事務局】資料5-5です。具体的な例が見えにくいのですが、市では、新型コロナウイルスに感染し陽性反応が出た場合は、保健所からの情報に基づいて市のホームページで人数を公表しているのですが、一部の陽性者の方から、ご自身が陽性者であることを特定されないだろうかという不安の声が挙がっています。特にお子様がいる世帯の方は、お子様が学校等集団の場で差別されてしまうのではないかという不安を抱えているという話は聞いています。

一方で医療関係の方々が差別、誹謗中傷を受けているかについては、今回の確認の中では主だった事例は出ていませんが、メディア等では様々な医療現場の方がそういった被害に遭っているという例も出ていますので、国立にはそういったものがないとは言い切れないと思います。医療現場だけではなく、対人援助の方々、エッセンシャルワーカーの方々にもそのような部分があると思います。

それから国立市に対して誹謗中傷、差別に関連する内容がきているかについては、口頭になりますが、特段市としても深刻な問題と受け止めなければいけないような個別の案件は、今までまだ確認されていません。

【炭谷会長】今、新型コロナは一番日本社会全体を覆っている問題だと思います。そこで多分私が一番新型コロナ問題に直接携わっていますので、お話をしたいと思います。

あくまで人権問題に限ってお話しますが、コロナの患者については当初から、特に3月から4月にかけて大変な差別問題が発生した。特に最初のうちは北海道などが感染者の氏名まで公表してしまったために、近所から嫌がらせを受け、中には転居したという人もいますし、職場を辞めたという人もいらっしゃいました。このような状況で、その後も全国的に感染者に対する差別は必ずしも改善されていないと思っています。

エイズによる差別、ハンセン病患者に対する差別、結核患者に対する差別など、病気における差別はずっと昔からあるわけですが、新型コロナについては大変大きな問題、特色があります。第1は全国的に広まって、そしてそれが長期にわたること。そして、医師や看護師などに対してまで向かっているということは、日本でも世界でも珍しいことだと思います。このように大きな差別の原因は、先ほど議論があったインターネットによる影響だと思います。

第2点の特色は、差別をしている加害者に罪の意識が非常に薄いこと。自分は正しいことをしていると思っている人さえ多いというのが特色だろうと思います。俗称で自粛警察やマスク警察なんていうのは、まさに自分は正しいことをしているのだという意識からです。

それから第3の特色としては、なぜこのようなことが起こっているかといえば、自分がうつるかもしれないという未知の病気に対する不安感からです。感染者が差別されているので、今度自分が感染した場合、あのような目に遭うのではないかという恐れが、感染者に対する差別を助長してしまう。このような問題が起きていることが重大だと思います。

本来なら、コロナの感染者は本人が非常に苦しい状況なので助けてあげなくてはならないのに、むしろ差別や排除が起こってしまっている。なぜそうなったのかというと、現代の社会では、人と人と

のつながりがなくなっている。例えば、最近保育所で子どもの声がうるさいという苦情がよく出ます。昔であればそのような苦情は比較的少なかった。なぜならば、保育所で騒いでいるのは実は自分の孫だとか、近所の子どもだということで、身近に知っている元気な子だなと思うので差別は起こらない。今はその子どもを知らないの、うるさいということで文句を言うというところがあります。

ですから、私は根本的には人と人とのつながりが希薄になってしまったために、今のような排除や、感染者や医療従事者に対する差別が起こっているのだと思っています。例えば現在、国は啓発活動や都道府県自治体に対して通達を流すなどの対策をしたり、自治体によっては条例を制定しているところもありますけれども、一定の効果は期待できるけれども、決定的なものにはなっていない。ですから、私はこのような差別をなくしていくためには、新型コロナについてしっかりと正しい知識を伝えていくとともに、ソーシャル・インクルージョンを目指そうとしている国立市の条例のように、人とのつながりをしっかりと持っていくことが、根本的な対策になると思っています。

それではご質問、ご意見があればお願いします。

【古川委員】私、実は11月の初めに新型コロナウイルスに感染して、6日間ほど入院していました。そこで感じたことですが、感染力がなくなったので、退院して翌日から職場に行ってもいいですよというアドバイスを病院から受けるわけですが、それを職場に伝えると、いや、心配だから1週間ぐらいは在宅勤務してくれませんかと言われる。そこですね。病院で大丈夫と言われても、やはり周囲は不安で、その不安感が差別の根本につながっているのだと思います。ではどう解消するのだろうと思うのですが、岩手県などで最初の感染者が出たとき、感染を広めないために申し出てもらっているのだからそれを差別してはいけないと、トップである知事からきちんと伝えることで価値観を共有していくというのが1つ。もう1つは、全部の差別に通じていると思うのですけれども、知らないことに対する不安や偏見が差別につながりやすいと思いますので、その知識を正確に伝えていくことが重要だと思います。

私の子どもも家庭内で感染してしまい、陽性の判定が出たときに、濃厚接触者特定のために2日ぐらい学校が休校になりました。もうこの時期は皆さん比較的冷静に、感染したことが悪いわけないと、それも学校できちんと全校に向けて、名前を特定しないで、感染者が出たので一旦休校にするけれども冷静に対応するようにと伝えてもらった上で戻っているの、そこで差別や嫌がらせを受けたということはなかった。でも実際には部活動では出るはずだったコンクールを自粛するなどの影響が出ました。気持ちとしては皆さん不満や恐れがあるのしょうけれども、きちんとした情報発信によってある程度人間の善意はつなぎとめられるというところも見ました。ここのところは十分意識して考えておかないといけない。今年の3月、4月頃は情報がない分、ひどい状況だったのではないかと思います。以上です。

【炭谷会長】大変生々しい経験で、説得力があります。そして正しい知識をしっかりと伝えていくことが重要ですね。実はウイルスの感染力は、退院したときは100%出ていない。もっと早期にウイルスが外に出ることはなくなっている。感染する力は発症する前もあるという病気なのですね、これは。だから治った後は、ほかの人に感染させる力はなくなっている。何の心配もないはずなので、人間の心理として1週間ぐらい在宅療養してというのはいかにも正しい知識がないためだと思います。

今のお話も踏まえて、ご意見があれば。

【押田委員】これまでの過程で、例えばハンセン病などに罹病された方が治ってもずっと差別の中で

名乗れもしない、家族も閉じこもって差別の中にいた。今も原告の中にも本名を出せない方たちがたくさんいる。国立の事例として、当局ではそうしたことをお聞きになったことはあるのでしょうか。

【事務局】人権の所管としては、国立の事例で伺ったことはないです。だからないということではないのかもしれませんが、国立ではここ数年、市長室という部局ができてから伺ったことはありません。

【大島委員】コロナの件で正しい情報発信が大事だということは言われているのですが、私の妻がよく言うのが、国立のホームページに感染者数の情報は出ているけれども、どんなふうにかかったか、何を気をつけたらいいのかが全く分からない。例えば小学生が3人かかったという情報は出るけれども、家庭内か、学校か、それとも学童などでかかったのか、あるいは友だちと遊んでいてかかったのか全く分からない。それでは何を気をつけたらいいのかも分からない。そこまで出して特定されてしまうのはよくないというものもあるのかもしれないので、我々が今後を考えていく中で、正しい情報発信とは一体どこまでどういうふうにやったらいいのかという線引きを考えていかないと、数値だけ出せばいいということではないのではないのかと思います。

【炭谷会長】誰でも理解できるような、分かりやすく明確な情報を出していく必要があります。新型コロナを予防するのはそう難しいことではないと分かってきたわけですから、そういうことをしっかりとやっていけば大丈夫だと思います。

【藤沢委員】コロナが怖いのはしようがないと思うのですけれども、問題の発生源が当人にあるという発想をして、それを排除しておしまいにする。発生源や感染経路をつきとめるのは必要で悪いことではないですけど、悪いのはそこに問題があるかのようにされていくこと。これは日本社会の伝統的な問題です。ハンセン病についても排除しておしまい。そういう対応を変えるにはどうしたらいいのか。防御するにはどう防御するかを考えないといけないし、検査するならとにかく簡単に検査できるような体制をひかないといけない。排除して済ませるところを何とかしないと、災害が起こるたびに同じ問題が発生するわけですね。

【炭谷会長】私自身は、新型コロナこそ人権問題が鋭角的に表れていると思うのです。実は第1号の院内感染が起こったのは、私ども済生会の有田病院というところで、2月の中旬でしたけれども、そのときの状況は今と違って大変な差別問題が地域で起こりました。でも私たちは、検査を徹底的にすることと、情報公開を徹底的にやるという方針で臨みました。その結果、2週間で完全に制圧できて、住民からはやはりこの病院は必要だということで、むしろ利用者は現在増えています。だから、完全に住民と向き合い、正しい情報を伝えていって、こういうことでこういう結果になって今は大丈夫ですということを伝えれば問題は起こらない。これは世界的にもWHOでも高く評価されています。

【三井委員】私は高齢者ですし、しょうがい者です。コロナについて市長や健康福祉部長と話をしていると安心できます。市長が11月の議会にコロナの特別編成の部隊を作るということで予算を計上してくれて、何かあったときに市に言ってくれたら、保健所経由よりかなり早く対応できると言われた。例えば、コロナで騒がれている病院にしょうがい者が入院する場合、実際に国立でも例があったのですが、個室を取ってくれて、介護者も中に入る。個室は上乗せの料金がかかるのですけれども、それを市が負担する。だから私たちはコロナの不安があったときにはまず市に連絡を入れるようにしています。その特別部隊は一人暮らしのお年寄りや高齢者の人たちにも対応できるような形にしなければいけないということで、健康福祉部と市長が発案してそういう動きをされている。だから国立の場合は、私たちは何となく安心できます。

【炭谷会長】ありがとうございました。それでは、この件は一旦ここで切りまして、資料5-1『国

立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例』基本方針（案）」に戻ります。前回、前々回のヒアリングを基にして、事務局で文案をまとめていただきました。

これはそれぞれの項目について相当時間をかけて議論が必要な内容ですが今日は時間がないので、趣旨だけを説明して、これに基づいてご意見を文書で事務局に寄せていただくという進め方としたいと思います。

では事務局からお願いします。

【事務局】この資料は10月、11月の意見交換会と、その後審議会で意見交換を行ってさらに深めた内容をまとめています。ですので、これがそのまま基本方針になるということではなく、あくまでも参考の資料です。これだけでは足りない部分があると思いますが、今後の議論のときに、議事録を最初から見ていくのは時間がかかりますので、要点をまとめたものとして、まずは見ていただければと思います。

本日のインターネット、災害時要援護者、感染症・疾病についての議論をまたこのような形でまとめて、次回お出しします。それを積み上げていって、この後どのような基本方針にしていくかの議論の中でこの資料を活用していただきたいと考えています。ですので、今日中身の詳細は割愛しますが、まず考え方としてはこのような形で示していきます。改めて何が基本方針の中でポイントになるのかという議論が、この後、必要になってくると思っています。以上です。

【炭谷会長】このような趣旨ですので、これがそのまま基本方針になるものではありません。これまで出た意見を拾ったので漏れているものも多いし、この部分は直したほうがいいというご意見もたくさんあると思います。そこでまずは事務局に、メールか文書でも結構ですからご意見を出していただき、できればどんどん議論を積み重ねていきたいと思っています。次回の1週間前ぐらいまでにお寄せいただければと思います。

次回の審議会は1月末に予定をしています。先ほどのご意見については、1月15日までに寄せていただきたいと思います。それを集積していけば、いいものはでき上がっていくのだと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

【事務局】1月15日までに、前回意見交換をした分野別人権課題の「外国にルーツのある人」、「しょうがいしゃ」、「被差別部落出身者」の項目に関して、ご意見をお寄せいただければと思います。

次回もまた施策の説明をしていただく方をお呼びして進めていきたいと思っています。分野のテーマについては検討中ですが、1つか2つの項目について、専門の方をお招きするなり、市の担当部署の者が説明員として入らせていただければと思います。事前に資料がそろいましたら、先にお目通しいただいた上で進めていきたいと思っています。

【炭谷会長】それでは今日はここで解散したいと思います。どうもありがとうございます。

— 了 —